

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第10号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(138) (略) <u>(138)の2 建築基準法第9条の4の規定により、必要な指導及び助言をすること。</u> <u>(138)の3 建築基準法第12条第5項の規定により、建築物の所有者等に対し、報告を求めること（知事が指定したものを除く。）。</u> (139)～(143) (略) (144) 建築基準法第86条の8第3項（ <u>同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。</u> ）の規定による全体計画の変更の認定をすること。 <u>(144)の2 建築基準法第87条の2第1項の規定による全体計画の認定をすること。</u> <u>(144)の3 建築基準法第87条の3第5項の規定による興行場等（博覧会建築物を除く。）の許可をすること。</u> (145)～(158) (略) (159) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第15条第1項の規定により、必要な措置をとることを命ずること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、 <u>同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等</u> （以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第169号までにおいて同じ。）。 (160)～(169) (略) (170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること（建築基準法第6条第1項	(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(138) (略) (139)～(143) (略) (144) 建築基準法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定をすること。 (145)～(158) (略) (159) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第15条第1項の規定により、必要な措置をとることを命ずること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第169号までにおいて同じ。）。 (160)～(169) (略) (170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること（建築基準法第6条第1項

の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号の19までにおいて同じ。）。

(171)～(184) (略)

(185) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第195号までにおいて同じ。）。

(186)～(204) (略)

(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。）。

(206)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号の19までにおいて同じ。）。

(171)～(184) (略)

(185) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第195号までにおいて同じ。）。

(186)～(204) (略)

(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。）。

(206)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233)～(243) (略)	(233)～(243) (略)
4～10 (略)	4～10 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。